

つがる市特定事業主行動計画の実施状況について

次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、令和5年度におけるつがる市特定事業主行動計画の実施状況を公表します。

1 子どもの出生時に父親となる職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得状況

子どもの出生時（出産予定日（出産日）前後8週間の期間）は配偶者の出産へのサポートが必要な時期ですので、配偶者出産休暇や育児参加休暇等の取得を推進しています。

＜妻が出産した職員の特別休暇の取得状況＞

年 度	対象者	取得者	取得率	目標値 (取得率)
令和5年度	5 人	4 人	80.0 %	95 %

2 育児休業の取得状況

男性職員の育児休業の取得率は、現状では極めて低い水準にあります。

子育てを行うことに加え、配偶者へのサポートが求められる産前・産後の期間は、より積極的な育児休業の取得を推進しています。

＜出産した職員及び妻が出産した職員の育児休業等の取得状況＞

年 度	対象者		取得者	取得率	目標値 (取得率)
令和5年度	男性	5 人	1 人	20 %	5 %
	女性	5 人	5 人	100 %	95 %

3 年次休暇の取得状況

職員の子育てに年次休暇を有効に活用するため、年次休暇の計画的利用を推進しています。

＜職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数＞

年	平均取得日数	目標値 (取得日数)
令和5年	12.7 日	15 日